

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

令和元年8月30日

淡路広域水道企業団

1 概要

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の税率の改正が令和元年10月1日から施行予定であることから、同日以後に工期又は納期を迎え引渡しを受ける契約について、改正後の税率（10%）により契約を締結します。

2 実施時期

令和元年9月1日以降に入札公告又は入札通知、見積依頼を行うものから適用します。

3 取扱いの内容

（1）入札（見積）額の記入について

入札（見積）書に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするため、入札（見積）者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記入してください。

ただし、入札公告等において特に指示した場合を除きます。

（参考）既に締結済みの契約について

平成31年4月以降に締結し、消費税改正の影響を受ける契約については、下記の取扱いとなります。

（1）変更契約の締結が不要なもの

契約書内の支払条件において「消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、発注者は、その変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。」旨明記している場合、原則として変更契約の締結は不要となります。

（2）変更契約の締結が必要なもの

上記（1）の明記がない場合は、令和元年10月1日付で変更契約を締結する必要があります。